

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

第 4 回 コンプライアンス委員会

議 事 次 第

日時:2024 年7月3日(水)15 時 00 分～
場所:オンライン開催

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・第1号議案 令和6年度コンプライアンス推進計画の策定について

(2) 報告事項

- ・令和5年度コンプライアンス推進に係る取組結果について
- ・第三者審査委員会からの情報提供について
- ・その他

3 閉 会

【配付資料】

- | | |
|----------------------------|---------|
| ・ 委員名簿 | ・・・資料 1 |
| ・ 令和6年度コンプライアンス推進計画(案) | ・・・資料 2 |
| ・ 令和5年度コンプライアンス推進に関する取組結果 | ・・・資料 3 |
| ・ 第三者審査委員会における審査について(情報提供) | ・・・資料 4 |

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
コンプライアンス委員会委員名簿

令和 6 年 4 月 1 日現在

役職	職名	氏名
委員長	コンプライアンス担当理事	広瀬 史乃
委員	事務次長	川瀬 航司
	総務企画室長（業務室長兼務）	木島 暢夫
	競技運営室長	石井 朗生
	監査室長	萱場 明子
	総務企画室総務部長	田近 隆
	総務企画室企画部長	白石 正樹
	総務企画室財務部長	前山 琢也
	業務室業務開発部長	小林 あかね
	業務室広報・メディア部長	下鳥 真弓
	業務室情報技術部長	折笠 眞由美
	業務室宿泊輸送部長	黒木 秀一
	業務室会場調整部長（警備部長兼務）	工藤 慎市
	競技運営室競技運営部長（医療部長兼務）	徳弘 欣也

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 令和 6 年度コンプライアンス推進計画

1 本計画の趣旨

本計画は、「公益財団法人東京 2025 世界陸上財団コンプライアンス基本方針」を踏まえ、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）において令和 6 年度に実施するコンプライアンス推進（教育・研修等）の取組の内容等を示すものである。

2 コンプライアンス推進体制

（1）コンプライアンス委員会の開催 【年に 2 回以上】

コンプライアンス委員会を開催し、本計画の内容等について審議する。また、当法人コンプライアンス規程第 5 条及び第 16 条に規定する事項について検討、審議又は実施し、当法人内のコンプライアンスに係る体制強化及びコンプライアンスの推進を図る。

（2）各部（監査室）におけるコンプライアンスの推進 【随時】

コンプライアンス委員会の内容を各部（監査室）内にフィードバックするとともに、コンプライアンス委員会で定めた取組と必要に応じて各部（監査室）の実情に合わせた取組を実施し、各部（監査室）内のコンプライアンスの推進を図る。

3 コンプライアンス推進のための取組

3-1 誓約書の提出 【着任時（随時）】

役職員等が着任する際、当該役職員等はコンプライアンスを遵守する旨の誓約書を提出し、コンプライアンスの意識啓発を図る。

3-2 研修の充実

（1）コンプライアンス研修の実施 【複数回】

役職員等に対し利益相反管理を含むコンプライアンス研修を実施し、一人ひとりが、コンプライアンスを意識した行動を取れるように促す。

（2）コンプライアンスに係るチェックシートの実施 【複数回】

役職員等に対し四半期毎にチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を行い、定期的な理解促進及びコンプライアンス気運の醸成を図る。

3-3 職員への意識啓発

コンプライアンス通信の配信 【複数回】

当法人のコンプライアンスに関する取組等について、職員向けに発行する。

3-4 コンプライアンス推進月間の実施 【11月、12月】

コンプライアンス推進月間を実施し、職員のコンプライアンス意識の強化を図る。

11月には職場討議等の実施により、職員の理解促進・共通認識の形成などを図る。

また、12月には、コンプライアンス通信の発行等により、年末年始における綱紀の保持を図る。

3-5 汚職等防止に係る取組の実施 【通年】

コンプライアンス研修にて周知・啓発する内容及び当法人の各種規程類に定める事項などに基づき、汚職等防止に係る取組を着実に実施することで、重大事故の防止へ向け、適切かつ厳格な業務遂行と服務規律保持を図る。また、大会運営に係る情報や組織運営の基盤となる各種規程等を主体的に公表し、適切な情報公開を図る。

4 令和6年度における重点的な取組の視点

「効果的な情報発信 ～考えて伝える～」と、「ルールの十分な理解と適正な業務執行 ～知って守る～」の推進

本年度は、東京2025世界陸上競技選手権大会を控え、新たに直接雇用職員を採用するなど組織体制を強化し、開催に向けた準備を加速させていく重要な時期である。本大会を成功に導いていくには、関係者との連携・協力体制の一層の強化と、都民・国民からの理解が不可欠であり、そのために当法人は公正で信頼される存在でなければならず、役職員等はその社会的な責任と公的な役割を自覚しなければならない。

ついては、令和6年度では、各業務の遂行に当たり、公平・公正、透明性を確保し、フェアネスを体現した組織運営を徹底するとともに、質の高いサービスを確実かつ効果的に提供するため、以下のコンプライアンス推進に関する取組を重点的に意識し着実に実施していくこととする。

(1) 効果的な情報発信 ～考えて伝える～

- ① 届けたい相手を意識し、相手の行動促進につなげる最適な内容・方法で実践する。
- ② 情報発信を実践する際は、若手職員を含め幅広い意見を参考にする。

- ③ 職員一人ひとりが『当法人の代表である』という意識を持ち、効果的な発信を心がける。

（２）ルールの十分な理解と適正な業務執行 ～知って守る～

- ① ルールは適正な事務執行を行うために不可欠であることを理解し、実践する。
- ② ルールの目的を理解し、有効かつ適切にその目的を実現する。
- ③ 海外のステークホルダーとの調整など、より正確な意思疎通が必要となる場面が多く生じることを踏まえ、組織としてルールに関する情報を整理・共有するとともに、適時業務手順を見直す。

令和6年度コンプライアンス推進の取組スケジュール(予定)

年		令和6(2024)年									令和7(2025)年		
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進体制	コンプライアンス委員会			○									○
	各部(監査室)における コンプライアンスの推進	随時実施											
誓約書の提出		随時実施											
研修	コンプライアンス研修 (着任時)	○	○	随時実施									
	コンプライアンス研修 (年1回)												
	チェックシートの実施												
意識啓発	コンプライアンス通信の配信			適宜実施									
コンプライアンス推進月間													
汚職等防止に係る取組の実施													
令和6年度の重点的な取組													

※取組スケジュールは変更する場合があります。

1 コンプライアンスの推進体制

1. コンプライアンス委員会の開催

- 令和5年度はコンプライアンス委員会を3回開催
- 当法人コンプライアンス規程第5条及び第16条に規定する事項について検討、審議又は実施し、当法人内のコンプライアンスに係る体制構築及びコンプライアンスの推進を図った。

第1回	令和5年9月29日（金）	決議事項	・ コンプライアンス基本方針の策定について ・ 令和5年度コンプライアンス推進計画の策定について
		報告事項	・ コンプライアンス研修（着任時）の実施について
第2回	令和5年12月19日（火）	決議事項	・ 利益相反管理細則の策定について ・ 利害関係者との接触に関する指針の策定について ・ スポンサーシップ販売における企業対応指針の策定について
第3回	令和6年2月19日（月） ※書面開催	決議事項	・ スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況の自己説明及び公表について ・ 人材の採用及び教育に関する方針の策定について

2. 各部（監査室）におけるコンプライアンスの推進

- コンプライアンス委員会の内容を各部（監査室）内にフィードバックするとともに、本委員会で定めた取組と必要に応じて各部（監査室）の実状に合わせた取組を実施し、各部（監査室）内のコンプライアンスの推進を図った。

2 コンプライアンスの推進のための取組

1. 誓約書の提出

- 役職員等が着任する際、当該役職員等がコンプライアンスを遵守する旨の誓約書を提出することで、コンプライアンスの意識啓発を図った。

2. 研修の充実

(1) コンプライアンス研修の実施

- 役職員等に対し利益相反管理を含むコンプライアンス研修を実施し、一人ひとりがコンプライアンスを意識した行動を取れるように促した。令和5年度の実施概要は以下のとおりである。

コンプライアンス研修（着任時）	コンプライアンス研修（年1回）
・ コンプライアンス推進映像教材（汚職防止、非行防止） ・ コンプライアンス研修確認チェックシート ・ 補足テキスト	・ コンプライアンス研修テキスト ・ 入札談合等関与行為防止法に係る映像教材 ・ 公益通報制度・窓口の周知 ・ コンプライアンス研修効果測定シート

(2) コンプライアンスに係るチェックシートの実施

- 職員等に対し「コンプライアンスチェックシート」、「利益相反チェックシート」によるコンプライアンス遵守状況の確認を行い、定期的（四半期に一度）な理解促進及びコンプライアンス気運の醸成を図った。

3.職員への意識啓発 コンプライアンス通信の発信

- 当法人のコンプライアンスに関する取組等について、職員向けに発信した。

【主な発信内容】

- ・ 第1号：飲酒をきっかけとする非行事故防止の心構え（令和5年12月22日）
- ・ 第2号：個人情報の取扱いに係るポイント、事務引継のポイント（令和6年3月4日）

4.コンプライアンス推進月間の実施（11～12月）

- コンプライアンス推進月間を実施し、職員のコンプライアンス意識の強化を図った。

【主な実施内容】

- ・ 職場討議、意見交換の実施
- ・ コンプライアンス基本方針ポスター、利害関係者向けポスターの掲示
- ・ コンプライアンス推進に係るイラスト発信 等

5.汚職防止に係る取組の実施

- コンプライアンス研修にて周知・啓発する内容及び当法人の各種規程類に定める事項などに基づき、汚職等防止に係る取組を着実に実施することで、重大事故の防止へ向け、適切かつ厳格な業務遂行と服務規律保持を図った。
- また、大会運営に係る情報や組織運営の基盤となる各種規程等を主体的に公表し、適切な情報公開を図った。

令和5年度コンプライアンス推進の取組結果

年		令和5(2023)年									令和6(2024)年		
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進体制	コンプライアンス委員会						○			○		○	
	各部(監査室)における コンプライアンスの推進						随時実施						
誓約書の提出					随時実施								
研修	コンプライアンス研修 (着任時)							○	随時実施				
	コンプライアンス研修 (年1回)												
	チェックシートの実施												
意識啓発	コンプライアンス通信の発信									○			○
コンプライアンス推進月間													
汚職等防止に係る取組の実施													
令和5年度の重点的な取組													

※当法人設立: 令和5年7月

1 利益相反

以下のとおり、第三者審査委員会を開催し、協定及び契約締結等に係る妥当性をご審議いただいた。
なお、いずれも妥当性有との答申を受けている。

第 1 回	令和 5 年11月27日（月）	利益相反取引等に係る妥当性審査について
第 2 回	令和 6 年 1 月10日（水）	利益相反取引等に係る妥当性審査について
第 3 回	令和 6 年 2 月19日（月）	利益相反取引等に係る妥当性審査について
第 4 回	令和 6 年 3 月18日（月）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（4 件）
第 5 回	令和 6 年 5 月10日（金）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（3 件）
第 6 回	令和 6 年 5 月27日（月）	利益相反取引等に係る妥当性審査について
第 7 回	令和 6 年 6 月21日（金）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（3 件）

2 その他

公益通報、懲罰、情報公開に関する事等については、該当案件なし

【参考】第三者審査委員会設置要綱

（所管事項）

第3条 審査委員会は、本規程に定めるところにより、次に掲げる事項の適正性等審査を所管する。

- 一 利益相反に関すること
- 二 公益通報に関すること
- 三 懲罰に関すること
- 四 情報公開に関すること
- 五 その他会長が必要と認める事項に関すること

（審査委員会の職務）

第6条 審査委員会は、利益相反管理規程、公益通報処理要綱、懲罰規程、情報公開規程に規定された内容等に基づき、利益相反、公益通報、懲罰、情報公開等の観点から、第16条に定める事務局（以下「事務局」という。）を通じて当法人内の担当部署等から付議された事案について調査・審査し、審査委員会での審査結果を答申する。

- 2 審査委員会は、事務局を通じて調査・審査に際して必要な情報等を担当部署等に報告させることができる。
- 3 審査委員会で審査した結果は、事務局を通じてコンプライアンス委員会に情報提供する。